

令和 2 年 1 2 月 1 8 日
東 京 都 港 湾 局

中央防波堤外側埋立地（その 2）埋立免許の延伸について

東京都は、中央防波堤外側埋立地（その 1）・（その 2）について昭和 49 年 7 月に埋立免許を取得し、同年 8 月から令和 3 年 3 月 27 日をしゅん功期限として廃棄物等の埋立処分を行っている。

中央防波堤外側埋立地（その 2）は、新海面処分場の供用開始の際に付帯条件とされた、“ごみの発生抑制”や“リサイクルの推進等”に積極的に取り組んだ成果などにより、令和元年度末現在で 194 万 m³の埋立可能容量があると判明した。

このため、埋立免許のしゅん功期限を 9 年延伸し、令和 12 年 3 月 27 日までとする。

I 埋立免許しゅん功期限

1) しゅん功予定	現 行	令和 3 年 3 月 27 日
	変更後	令和 12 年 3 月 27 日

(参考)

